

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
附 則				付 則			
1 及び 2略.....				1 及び 2略.....			
3 <u>平成31年度から令和3年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u>				3 <u>平成31年度から平成33年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u>			
(1)～(4)略.....				(1)～(4)略.....			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	略.....	略.....	...略...	1	略.....	略.....	...略...
5				5			
6				6			

6の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	…略…
7 { 75	……略……	……略……	…略…

別表第2（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額
略	……略……

備考

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

(2) ……略……

6の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	…略…
6の3	番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1枚につき 500円
7 { 75	……略……	……略……	…略…

別表第2（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額
略	……略……

備考

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

(2) ……略……

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額				
略	……略……				
5	……略……				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	(2)	ア	(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	……略……
	(1)	一		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	……略……
			(4) モデル住宅法（省令第1条第1項第2号	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額				
略	……略……				
5	……略……				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	(2)	ア	(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	……略……
	(1)	一		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	……略……
					……略……

費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		イ (2) (i) 及び同号ロ (2) に定める基準をいう。) による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの		19,100 円
		(ウ) 仕様基準 (省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (3) 及び同号ロ (3) に定める基準をいう。以下この表において同じ。) による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの		……略……
			当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの		……略……
	イア以	(ア) 住宅部分	性能基準 (省令第 1 条第 1 項第 2 号イ	……略……	
費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査					
		(イ) 仕様基準 (省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (2) 及び同号ロ (2) に定める基準をいう。以下この表において同じ。) による場合	当該部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの		……略……
			当該部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの		……略……
	イア以	(ア) 住宅部分	性能基準 (省令第 1 条第 1 項第 2 号イ	……略……	

外の建築物	(1) (i) 若しくは (ii) 及び同号ロ (1) 又は同項第 3 号に定める基準をいう。以下この表において同じ。) による場合			外の建築物	(1) 及び同号ロ (1) 又は同項第 3 号に定める基準をいう。) による場合
	フロア入力法 (省令第 1 条 第 1 項第 2 号 イ (2) (ii) 及 び同号ロ (2) に定める基準 をいう。以下 この表におい て同じ。) に よる場合	当該部分 の床面積 の合計が 300 平方 メートル 未満のも の	33,100 円		
		当該部分 の床面積 の合計が 300 平方 メートル 以上 2,000 平 方メートル	58,000 円		

					略
				略	
略	略				

備考

備考

以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。

- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

- (3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に応当していることの証明手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。

- (4) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に応当していることの証明手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。

- (2) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気

に開放された開口部の面積の合計の割合が100分の5以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

(5) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

(8) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

に開放された開口部の面積の合計の割合が100分の5以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

(3) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

(10) 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

(11) 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

(12) 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

(13) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

(14) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該

(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

(6) 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

(7) 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該

部分の額は合算しない。	部分の額は合算しない。
-------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。